

TFU 実学臨床研究 セミナー

触法障害者の『入口支援』を
巡る課題を考える

資料集

と き 2022年 4月 28日 (木) 18 時 30 分～20 時

ところ Zoom によるオンライン開催

主 催 TFU 実学臨床研究セミナー実行委員会

目 次

1. 第8回セミナーの趣旨とプログラム.....	3
2. 講 演「触法障害者の『入口支援』を巡る課題を考える」 田中 尚 氏 (東北福祉大学総合福祉部社会福祉学科 教授) 宮腰 英洋 氏 (千葉晃平法律事務所 弁護士・社会福祉士)	4
3. 【資料①】第9回 TFU 実学臨床研究セミナー案内(チラシ)	26
4. 【資料②】TFU 実学臨床研究セミナー実行委員名簿	28

奥 付

第8回セミナーの趣旨とプログラム

第8回セミナーの趣旨

地域共生社会の実現等、政策的な動向からも矯正施設等を退所した障害者の地域生活支援や、再犯防止の観点からの福祉支援の重要性の議論がなされてきている中、刑事司法過程の中で障害がある被疑者への対応や支援がなされるとともに、不起訴になった障害者への支援のあり方が問われてきている。今回、触法障害者の刑事司法過程での初期段階に焦点をおき、刑事司法の「入口」での支援をどのように位置づけ、どのように考えるのか。そこで求められる福祉支援のあり方と司法の連携・協働について考えたいと思います。

開催方法 オンライン開催

プログラム

18:30 開会挨拶 大島 巖（東北福祉大学副学長・教授）

18:35 講演 「触法障害者の『入口支援』を巡る課題を考える」

田中 尚 氏 （東北福祉大学総合福祉部社会福祉学科 教授）

宮腰 英洋 氏 （千葉晃平法律事務所 弁護士・社会福祉士）

◎ 講演者プロフィール

田中 尚（たなか・ひさし）

精神保健福祉領域でのソーシャルワーク実践等を経て、岩手県立大学、東北福祉大学でソーシャルワーク関連の授業を担当するとともに、医療、教育、司法等と福祉との連携・協働等に関する実践研究に取り組む。

宮腰 秀祥（みやこし・ひでひろ）

弁護士(2013年～)・社会福祉士(2020年～)双方の資格を活かし、業務を行っている。特に、刑事司法ソーシャルワーク、司法と福祉の連携・協働に取り組み、任意団体「チーム仙台」等で活動している。

◎ コーディネータ

大島 巖 氏 （東北福祉大学副学長 教授）

石黒 亨 氏 （せんだんホスピタル地域医療連携室 室長／東北福祉大学総合福祉学部 講師）

19:30 指定発言と全体討論

20:00 閉会

第8回TFU実学臨床研究セミナー

テーマ 触法障害者の「入口支援」を巡る課題を考える

令和4年（2022年）4月28日

田中尚（東北福祉大学総合福祉学部）

本日の話題

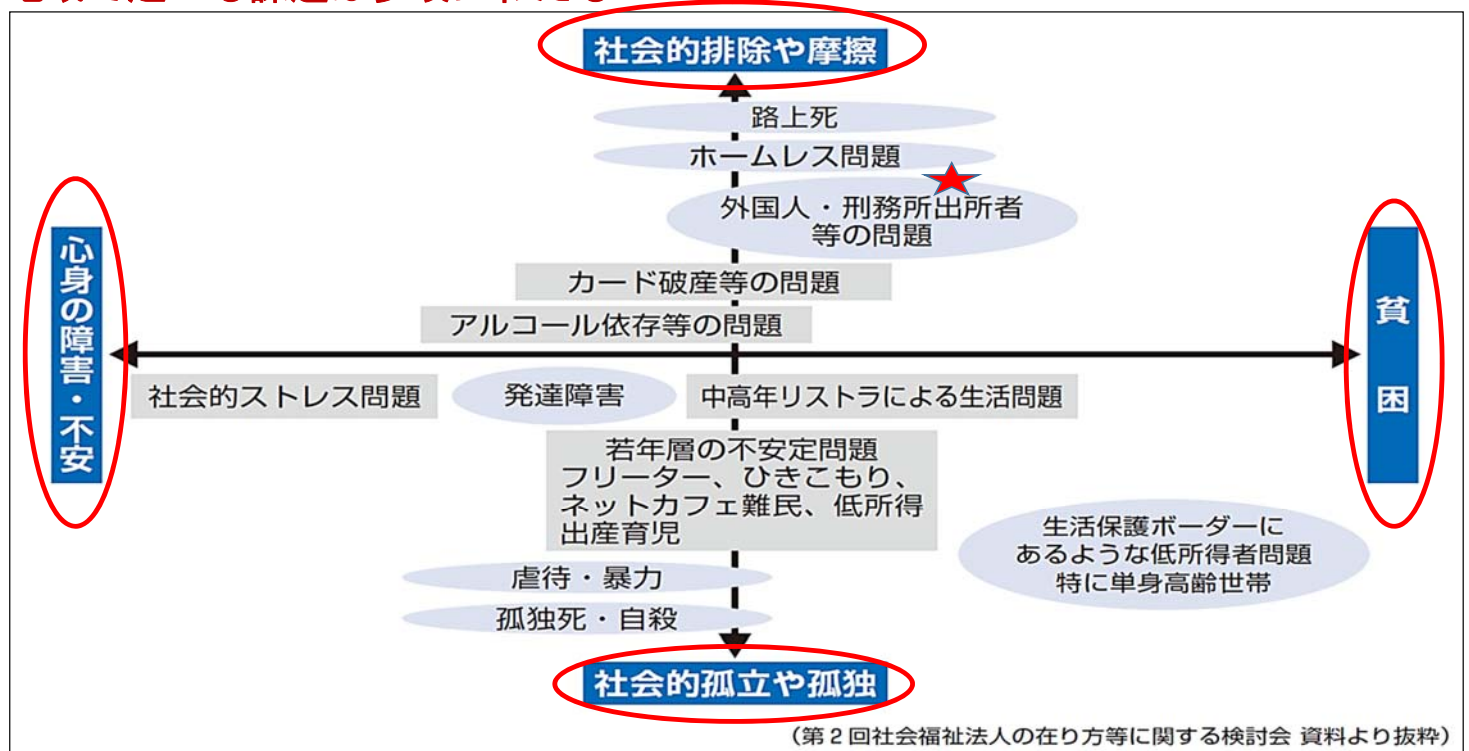
- 1 はじめに：問題の提起・意図
- 2 触法障害者への支援について
- 3 触法障害者の「入口支援」とは
- 4 入口支援を通しての触法障害者への支援としてのソーシャルワーク～フォーカス・グループインタビューの結果から入口支援の入口を探る～
- 5 今後の実践／研究課題

1 はじめに：問題の提起・意図（＊2000年以降、新たなソーシャルワークの展開）

- ・福祉サービスの利用契約と地域を基盤とした「社会的な養護（支援）を必要とする人びとへの支援」（＊コミュニティ・ソーシャルワーク）
- ・新たなソーシャルワークの展開
（＊2006年 地域包括支援センター ＊2007年 社会福祉士法の改正）
教育、司法（入口支援、更生保護など）、障害のある人の地域生活支援や就労支援の分野でのソーシャルワークの拡がり、展開
- ・地域包括ケア、ワンストップの相談、地域を基盤としたソーシャルワーク
分野横断的な相談支援体制の構築、コミュニティソーシャルワークの展開
- ・生活困窮者支援を通してのソーシャルワーク
- ・災害時のソーシャルワーク

日本的なソーシャルワークのあり方
わが国の福祉実践の特質と問題

地域で起こる課題は多岐にわたる

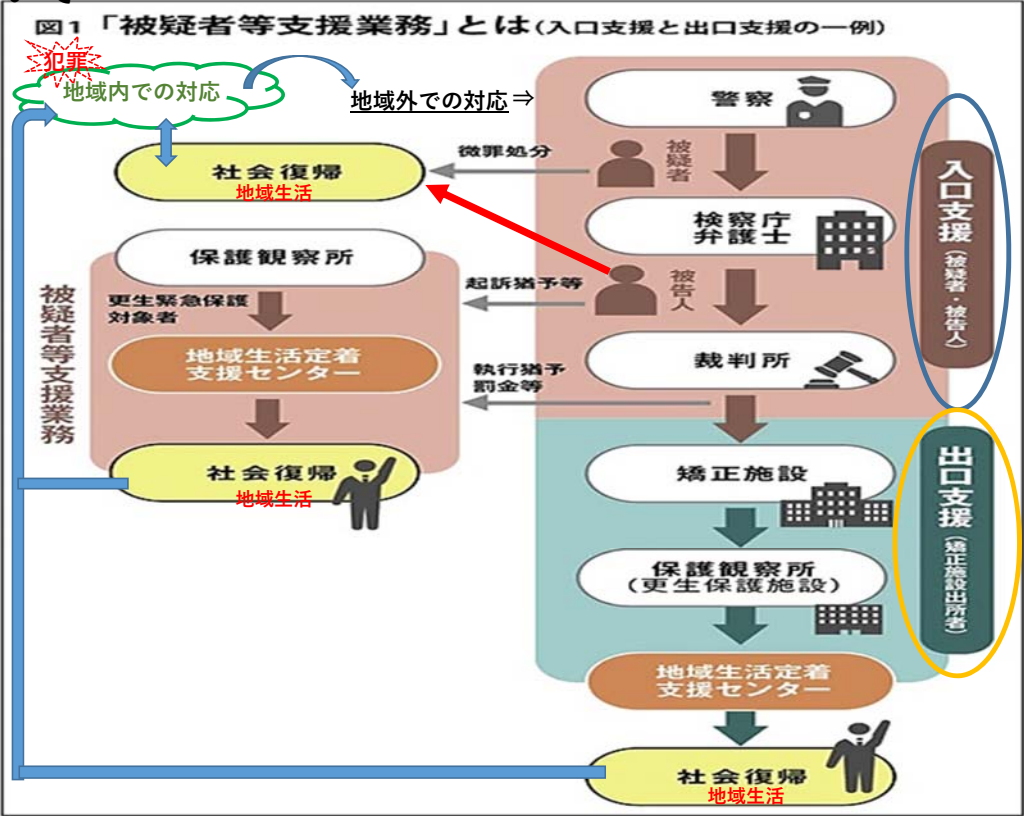


＊イメージ図は、平成12年（2000年）「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」での資料を平成25年（2013年）10月28日の社会福祉法人の在り方等に関する検討会でも使用

2 触法障害者への支援について

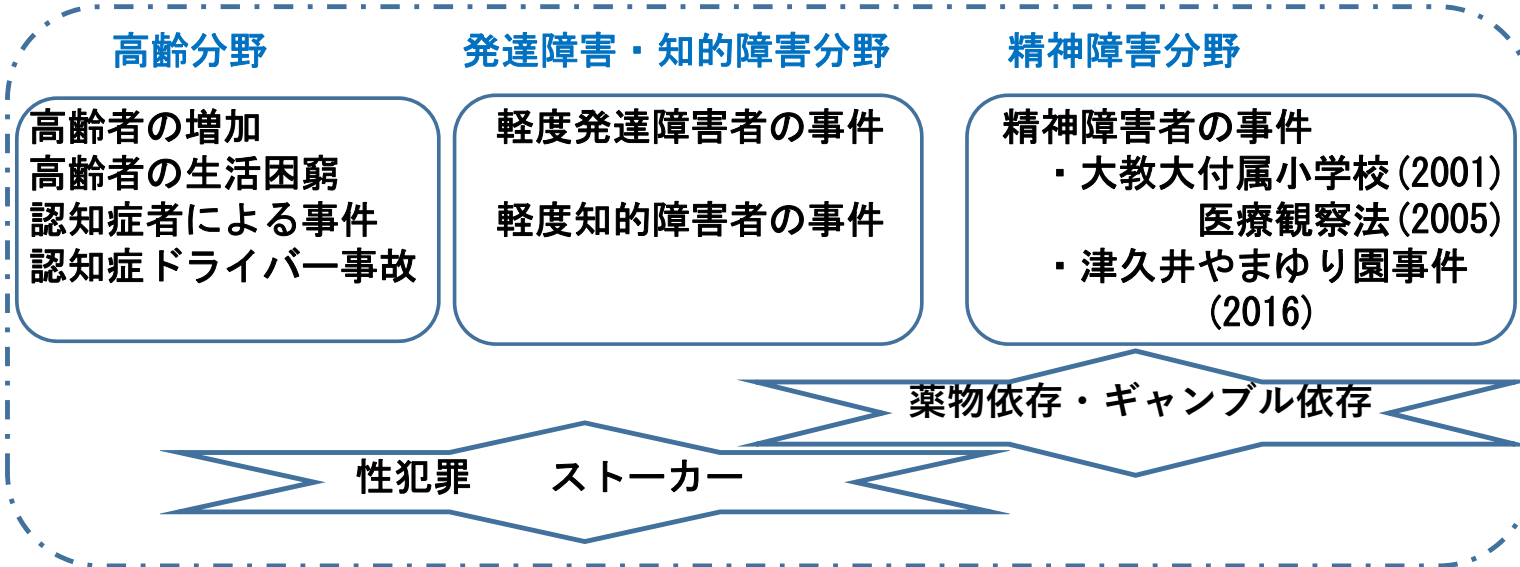
広報誌 「厚生労働」
2021年12号特集より
(一部改変)

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdoukouhou/kouhou_shuppan/.
(2022.4.22検索)



☑触法障害者・高齢者の問題と矯正施設出所者の支援（出口支援）

障害者・高齢者の犯罪、触法障害者、被疑・被告段階の入口支援等の事件、ニュースなど



触法障害者のおかれている現状・実態

触法障害者、累犯障害者の実態／地域生活のしずらさ、社会的排除の議論

山本譲司著

獄窓記

(2003年)



累犯障害者

(2006年)



刑務所しか居場所のない人たち

(2008年)



続獄窓記

(2012年)



長崎新聞社

(2018年)



☑触法障害者への支援の展開（＊2000年以降の出口支援と入口支援の展開）

○田島良昭 「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」

2006年～2009年 厚生労働科学研究 社会福祉法人南高愛隣会

- ・地域定着促進事業(2009年)
- ・地域定着支援センター(2009年)

→ 相談支援事業（入口支援の展開）2012年

○「罪に問われた高齢・障がい者等の社会内処遇を支える支援体制の構築について」 厚生労働省社会福祉推進事業（2012年）

○「罪に問われた高齢・障がい者等への切れ目ない支援のための諸制度の構築事業」 厚生労働省社会福祉推進事業（2013年） 社会福祉法人南高愛隣会

◎再犯防止推進法（2016年） ⇒ 「入口支援」の必要性の議論が高まる

◎地域再犯防止推進モデル事業として入口支援の実施（2018年～2020年）

(https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00060.html 2022.4.22 検索)

◎地域生活定着促進事業として2021年7月より事業化（名称：被疑者等支援業務）原則、都道府県1か所（北海道2か所 計48センター） ＊詳細は次スライド参照

地域生活定着促進事業の概要

厚生労働省ウェブサイト（矯正施設退所者の地域生活定着支援（地域生活定着促進事業） | 厚生労働省（mhlw.go.jp））

■事業名：地域生活定着促進事業

→平成21年7月 地域生活定着支援事業（地域生活定着促進事業）事業化
原則各都道府県に1か所（北海道のみ2か所／全国48センター）

■根拠：生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号）

→「地域生活定着促進事業実施要領」に基づき実施

■実施主体：都道府県 → 社会福祉法人、NPO等に運営委託可

■事業内容：

1. コーディネート業務：（特別調整・一般調整）

→矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。）退所予定者の帰住地調整支援を行う。

2. フォローアップ業務

→矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言等を行う。

3. 被疑者等支援業務

→被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う。

4. 相談支援業務

→高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行う。

5. 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

→センターは、（ア）刑事司法関係機関、地方自治体の福祉関係部局課や地域において福祉的支援を提供する事業者等と、恒常的な連携が確保できるよう、関係者相互間の連絡を密にし、（イ）当該事業者の支援技術の向上を図り、地域住民の理解を得られるよう、研修や普及啓発活動を行う。

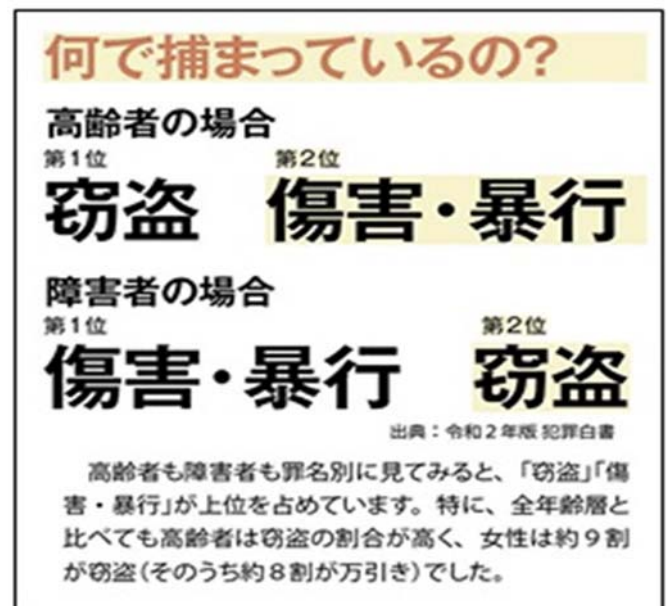
（地域生活定着促進事業実施要領、地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針より一部抜粋）

☑「入口支援」が求められる背景

広報誌 「厚生労働」 2021年12号特集より

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/.

（2022.4.22検索）



(2022.4.22検索)

2年以内の 刑事施設への再入所が…

高齢者

20.4%

出典：令和2年版 犯罪白書

福祉の支援につながらない
ことで、軽微な犯罪を繰り返す
「負のスパイラル」に陥ってしまう
ことも。出所受刑者の2年
以内の再入率は65歳以上の
高齢者が一番高いという結果
も出ています。

3 触法障害者の「入口支援」とは⇒定義によって範囲が異なる

(1) 保護観察所が行う入口支援 平成30年版 犯罪白書 第7編/第5章/第3節/2 より

(https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/65/nfm/n65_2_7_5_3_2.html 2022.4.8検索)

再犯防止推進法は、社会内で適切な指導及び支援を受けることにより、再犯の防止等を図る。このため、再犯防止推進計画に基づき、保護観察所等の体制整備が求められる。①

年齢が高くなるにつれて、生活の基盤が弱くなる高齢者は、早期に再犯防止対策を実施することが必要である。②

(2) 入口支援の実施方策等の在り方に関する検討会 検討結果報告書
令和2年3月 法務省・厚生労働省 P3より一部抜粋

入口支援は、警察→検察→裁判の段階において、検察、（主に検察のオーダーや情報提供を端緒として）保護観察所、弁護人がそれぞれ行っている。（②）対審構造にかかわらず、福祉サービス等が必要な人には公平かつ中立的に支援が行われるべきと考える。公訴権のある検察側が行う入口支援、被告人に不利な情報は出しづらい弁護人側が行う入口支援には、いずれも疑問が残る。例えば、裁判で検察庁と弁護人の双方が支援者を立てることもあり得るが、実際には実刑相当と見込んで起訴した事件に検察側の入口支援が入ることはない。

オーストラリアのニューサウスウェールズ州では、知的障害がある犯罪行為者について、刑事司法のどの段階にあるかを問わず障害福祉に主眼を置いた支援を実施している例（③）がある。

福祉サービスは、設置主体や運営主体、事業実施根拠が多様であり、サービスも均一ではない。福祉業界は大きいため、一枚岩ではなく、かつ、多様であり、事業所によって考え方や専門性が異なる。刑事司法手続にある人を支援できる事業所や人材はとても少なく、入口支援・出口支援にかかわらず、養成が必要である。

4 入口支援を通しての触法障害者への支援としてのソーシャルワーク
～フォーカス・グループインタビューの結果から 入口支援の入口を探る～

科研費補助事業（2018年～2022年）

基盤研究（C）（一般） 課題番号 18K02149

被疑・被告にある認知症高齢者・障害者へのソーシャルワークによる支援
（＊被疑者・被告人）

課題の内容としては、触法障害者等の再犯率の問題や国の再犯防止施策のなかで福祉支援としてソーシャルワークの機能・役割が期待されるなかで、どのような支援を行っていくことが求められるのか、その中でどのような課題（福祉と司法との連携・協働、支援を通しての保護と管理の問題、再犯防止と福祉支援との関係、共生社会の実現を目指す中での触法障害者の地域生活支援の課題、障害者の自己決定支援など）があるのかを、今日的な社会的文脈を通して明確し、新たな触法障害者の地域支援モデルをソーシャルワークの観点から構想する。

<2018年度> 所属（岩手県立大学社会福祉学部⇒東北福祉大学総合福祉学部）

○岩手県内の相談支援事業所を対象とした触法障害者・高齢者の相談支援の実態調査（アンケート調査）

<2019年度>

◎触法障害者・高齢者の相談支援において、仙台市を中心に活動する弁護士、障害者相談支援専門員、コミュニティ・ソーシャルワーカーへの「入口支援」に焦点をおいたフォーカスグループ・インタビュー調査

<2020年度～2021年度>

○東北6県の地域生活定着支援センター（主に相談支援担当）への「入口支援」の取り組み（現状と課題）についてのインタビュー調査

【入口支援に関する基礎調査資料として】

○全国地域生活定着支援センター協議会 「入口支援の意義及びその効果」に焦点を置いた実態調査（平成29年／2017年）

○法務省・厚生労働省 「入口支援の実施方策等の在り方に関する検討会結果報告書（令和3年／2021年）」

フォーカス・グループインタビュー

①調査研究の目的

捜査段階（警察および検察）および公判段階での被疑者・被告人である障害者等（いわゆる入口支援）へのソーシャルワークによる支援と、それらを展開するための地域内の他機関協働のあり方に関する調査研究であり、そのために、日常の弁護活動、相談援助業務のなかで感じられる課題について、自由に話し合い、課題の内容・性質・意味等についての整理し、明確化することを目的とする。

②方法

弁護士／相談支援専門員／社会福祉協議会コミュニティ・ソーシャルワーカー5名～6名のグループによる話し合い 集団・集合インタビュー調査

③場所・時間

弁護士会館／相談支援事業所の会議室／社会福祉協議会会議室
それぞれ、2時間程度

④インタビュー調査の内容(質問項目)

- i) それぞれの専門職の観点からの触法障害者・高齢者への支援に関して感じていること刑事司法、相談支援、地域共生社会の観点からの触法障害者等への支援について
- ii) それぞれの専門職の観点からの触法障害者等への支援の問題・課題
- iii) 触法障害者等の問題・課題解決に向けての方策のあり方、考え方
- iv) 触法障害者等の問題解決に向けての支援の連携について

⑤グループでの話し合いの際の留意事項

- i) フォーカスグループにおいて、参加者はお互いの意見や考えを尊重する
- ii) 参加メンバーはそれぞれの人の話に耳を傾ける
- iii) 他のメンバーを非難しない
- iv) 場面の中で無理に発言しなくてもよい。発言は任意であり、拒否しても構わないこと
- v) 話し合いの中で得た情報を口外しない

⑥調査データの収集方法と集計・分析上の取り扱い

話し合いの内容をICレコーダーで記録し、それらを文章化し、キーワードとなる用語の分類、整理（定性コード分析）を行うこととし、**今回の報告では、グループインタビューの展開（流れ）を通して、焦点となった話題を分類し、その中で重要なテーマと概念を抽出したうえで、その意味の分析を行った。**

また、固有名詞、個人や個別的状況が特定される情報については記号化して情報処理を行い、最後に、それらのデータの処理後、ICレコーダー内容のデータを消去することとした。

⑦結果（フォーカス・グループインタビューでの各グループの共有概念）

表1 各グループの主な共有概念（基本姿勢、活動や支援の現状）

弁護士グループ	相談支援専門員グループ	CSWグループ
<基本姿勢> ●被疑者の自由の確保 ●拘留は人権侵害という考えから活動 ●当事者の刑事手続きの理解を重視 ●積極的に障害や認知症を考慮することへの振り返り （考慮することが真の意味で必要かを考えながら行っている。それらが本人のためになっていないのではないかという問い直し）	<入口支援の活動の現状> ○多方面からの相談依頼（警察、家族、行政、弁護士など様々） ○相談支援事業所や実施法人の役割や機能の相違と対応の限界 ○地域の関連事業者と協力して一次対応 ○司法との連携では弁護士から依頼の増加（特に、接見の同行、相談支援の対応）（とりわけ、居所の確保が多い） <基本姿勢> ○相談してもらえ関係づくり ○信頼づくりから結果としての再犯防止 ○再犯を受入れ、一緒に考える ○失敗を繰り返しながらも地域に定着 ○地域の中で許される失敗とそれらの体験による変化を重視	<地域の中での触法障害者と支援の現状> ◎日常生活自立支援事業の中での服役者へのかわり（警察や検察からの事情聴取）（持ち物や通帳等の返還） ◎福祉貸付業務の中で犯罪歴や服役歴を知る ◎踏み込んで対応することへの恐れ ◎情報を得ることで過剰な意識 ◎単独の事業所でなくチームで対応する必要 ◎支援の経験不足と見通しの持てなさ（意識すること、システムづくりの必要）（地域での相談支援の不安） <地域の関係機関からの問合せ・連絡> ◎行政機関や警察、コンビニ、銀行からの問合せ（奇異にとられる言動、迷惑行為など）

表2 各グループの主な共有概念（活動上の留意点・工夫、問題・課題）

弁護士グループ	相談支援専門員グループ	CSWグループ
<活動上の留意点・工夫> ●意思疎通がどのような状況を確認 ●福祉の支援につながることの意味確認 ●時間をかけること ●思いや意思を汲みながらの丁寧な支援 <活動上の問題・課題> ●本人の意思にかかわらず進む刑事手続 ●身元引受人がなく福祉施設に依頼をするが引き受けてもらえない ●継続的にかかわることの困難さ ●かわりが限定的 ●国選弁護が多く、弁護活動の費用は限界 ●システムとして入口支援の体制づくりの必要 ●福祉的支援のシステムが構築の必要 ●国選弁護で当番制での弁護の引き受け ●紹介先からの障害や手帳の有無等の情報がない	<活動上の留意点・工夫> ○短期間での預かりや対応を依頼 ○地域全体で地域の施設・事業者全体で支援（限定した依頼と連携・協働、仕組みづくり） ○事業者と連携協働し、「断らない相談・支援」体制づくり <活動上の問題・課題> ○対応してもらえ事業所や機関の不足 ○身元引受や居所の確保に関する支援の不足 ○犯罪の種別による敬遠 ○利用中の利用者を守らなければならない施設・事業所の運営 ○居場所づくりや就労支援が中心で、再犯防止や更生に関するプログラムや支援の不足（未開発）	<活動上の課題・問題> ◎地域支援は本人の意向次第（当事者が希望するかどうか大きな要件）（まわりが必要と思っても進められない） ◎触法障害者の地域参加を支援する際の配慮 ◎地域住民側の受け入れの思いと偏見や差別への対応、個人情報の保護

表 3 各グループの主な共有概念（今後の活動に向けて、再犯防止の認識、連携の課題）

<今後の活動にむけて> ●福祉事業者との接見の同行 ●更生支援計画の作成、被疑者の福祉的支援、証人などの協力 ●福祉事業者への依頼は多い ●福祉が司法の下請けになることの問題 ●弁護側も障害者への弁護を専門とするチーム必要(東京の IS ネット等が参考) ●福祉との連携協働に関する認識の深化 <再犯防止の認識> ●再犯の危険性についての認識や理解を深め、対応、支援の精度を高める必要	<再犯や再犯防止の認識> ○嗜好としての犯罪行為の認識と対応の課題 <弁護士との協働に関する認識> ○弁護士の福祉への依頼の感覚と相談支援員が受け止める感覚との相違	<連携の課題> ◎保護司との連携 ◎地域全体での個別対応の積み重ね ◎地域の中での触法障害者への理解の拡がり
--	--	---

⑧考察

- 1) 触法障害者の司法手続きやその過程（入口支援）において福祉的支援の必要性が求められ、期待が高まっている
- 2) 更生支援計画をはじめ、入口支援での活動についての実践の積み上げと評価が必要となっている
- 3) 入口支援を検察捜査や公判段階で位置づけるだけでなく、幅広く入口支援を捉えることがソーシャルワークの支援として重要である
- 4) 社協でのコミュニティワークや地域包括支援センター、障害者の基幹相談センター、自立支援協議会での触法障害者への支援を個別支援だけでなく、地域のシステムとしての支援に結びつけることが重要である
- 5) 入口支援の目標を再犯防止と結びつけることと、ソーシャルワークによる支援の根底にある理念（自己決定の尊重と支援関係の重視など）との矛盾をどのように考えるか

5 今後の実践／研究課題

- 1) 2021年より事業化された「入口支援」の動向を踏まえ、ソーシャルワークによる幅広い「入口支援」の展開システムを検討する
- 2) 民間団体（NPO、社会福祉協議会、相談支援事業者、TSネット等）による「入口支援」の実践事例を検討・分析を行っていく
- 3) 職能団体（弁護士会、社会福祉士会、精神保健福祉士会）の触法障害者・高齢者への支援活動の連携・協働を深める

ご清聴ありがとうございました。
今後ともよろしくお願い申し上げます。

東北福祉大学総合福祉学部

田中尚

☎981-8522 仙台市青葉区国見 1-8-1

☎:022-301-1108 FAX: 022-301-1108

E-mail:h-tanaka@tfu.ac.jp

第8回TFU実学臨床研究セミナー

刑事弁護活動と入口支援

弁護士・社会福祉士 宮腰英洋
令和4年4月28日（木）

自己紹介

2

弁護士・社会福祉士 宮腰英洋（みやこしひでひろ）

仙台市 出身

平成25年1月 弁護士（現在10年目）

令和元年9月 東北福祉大学通信教育部社会福祉学科卒業

令和2年3月 社会福祉士（現在3年目）

（主な活動）

仙台弁護士会・刑事弁護委員会（障害者刑事弁護PT）

宮城県社会福祉士会・更生保護委員会

チーム仙台（弁護士と福祉士の協働による任意団体）

刑事弁護活動から見た入口支援・出口支援

刑事弁護活動とソーシャルワーク

チーム仙台の取り組み

2022/4/28

刑事弁護活動と入口支援©宮腰英洋

刑事弁護活動から見た入口支援・出口支援

刑事弁護活動とソーシャルワーク

チーム仙台の取り組み

2022/4/28

刑事弁護活動と入口支援©宮腰英洋

- ・ 知的障害・再犯・無銭詐欺
- ・ 薬物依存症・再犯・覚せい剤使用
- ・ アルコール依存症・再犯・万引
- ・ 高齢・認知症・再犯・万引
- ・ 窃盗症・摂食障害・再犯・万引

→ 福祉的課題を抱えた方が多い

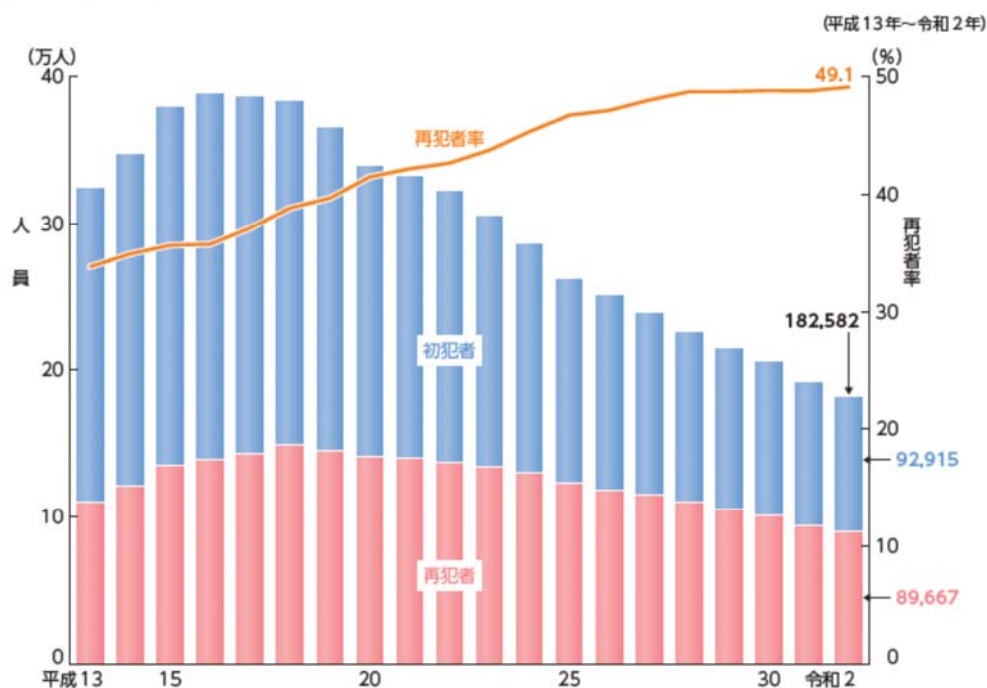
2022/4/28

刑事弁護活動と人口支援©宮腰英洋

再犯者率が上がっている

6

5-2-1-1 図 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



注 1 警察庁の統計による。

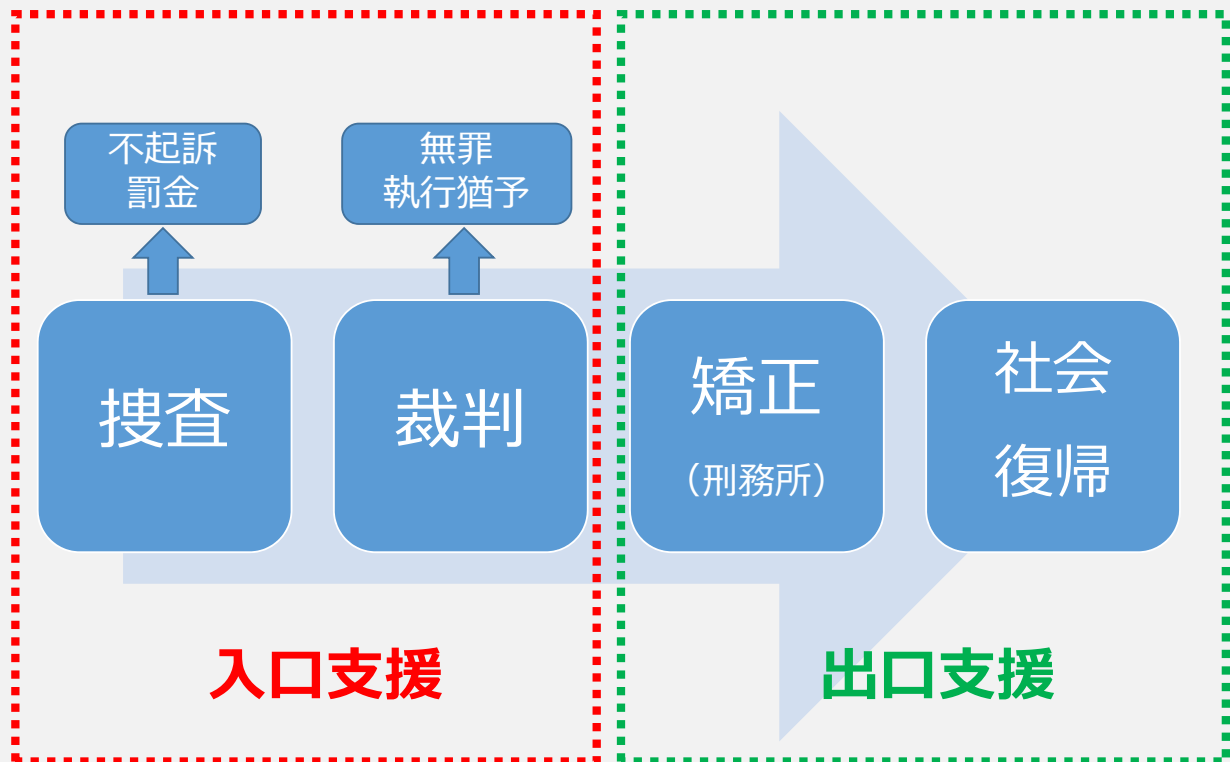
2022/4/28

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

18/29

令和3年犯罪白書より引用



2022/4/28

刑事弁護活動と入口支援©宮腰英洋

刑事弁護活動における入口支援

8

- 更生し、再犯に及ぶことなく生活できるように福祉に繋ぐ等の環境調整を行う
- 早期釈放・早期社会復帰（不起訴処分・執行猶予判決）が大きな目的の一つ
- 刑事手続の時間制限（捜査では2 3日間）内での対応が必要になることもある

2022/4/28

刑事弁護活動と入口支援©宮腰英洋

- 刑務所入所が見込まれる者については、出所後円滑に社会生活に移行できるよう、必要な福祉的支援等の準備を行う
- 更生支援計画の構築等を刑事司法手続内で行う

刑事弁護活動から見た入口支援・出口支援

刑事弁護活動とソーシャルワーク

チーム仙台の取り組み

- 刑事司法手続の中で実践されるソーシャルワーク（司法と福祉の協働）
- 罪を犯した者が、社会の中で再犯に及ぶことなく生活することができるために、刑事司法ソーシャルワークが重要な意味を持つ

2022/4/28

刑事弁護活動と入口支援©宮腰英洋

「司法」と「福祉」の発想

12

【朝刊新聞記事・県内版（架空のもの）】

令和4年●月●日、仙台市内のコンビニエンスストアで、住所不定・無職のX（●歳代、男性）が、食料品を盗んだとして逮捕された。

【司法の発想】

- どんな犯罪行為をした？
- 認めている？否認している？
- 余罪？前科？執行猶予中？
- 勾留？釈放？
- 証拠？防犯カメラ？目撃者？
- 身元引受人？
- 示談？お金？
- 起訴？不起訴？罰金？

→ 「事件」に着目する

【福祉の発想】

- どんな人となり？
- 障害？高齢？無職？孤独？
- 生きづらさ？
- お金がない？ホームレス？
- どんな人生を送ってきた？
- これからどんな人生を送る？
- 家族？支援者？
- 福祉サービス？

→ 「人」に着目する

2022/4/28

刑事弁護活動と入口支援©宮腰英洋

司法の視点・発想

「事件」に焦点→「点」で物事を見る
刑事処分の結果・軽重に重きを置く

福祉の視点・発想

「本人」に焦点→「線」で物事を見る
本人の人生に重きを置く

→ 複眼的・立体的に事件を理解でき更生にも資する

2022/4/28

刑事弁護活動と入口支援©宮腰英洋

弁護人の視点・発想

目標から逆算して弁護方針を策定する傾向
(例) 不起訴・執行猶予を得るため本人を福祉に繋ぐ

福祉士の視点・発想

本人のより良い人生の実現のために意思決定を支援し
環境を調整する

→ 各々の専門性を尊重し、方針が合致することにより、
実効的な連携・協働が実現する

2022/4/28

刑事弁護活動と入口支援©宮腰英洋

制度・仕組としての入口支援の構築

Cf) 地域生活定着支援センター

本人の自己決定・意思決定支援の実現

「支援を受ければ処分（量刑）が軽くなるかもしれない」という動機が喚起された中の支援となる

切れ目のない支援の実現（次スライド）

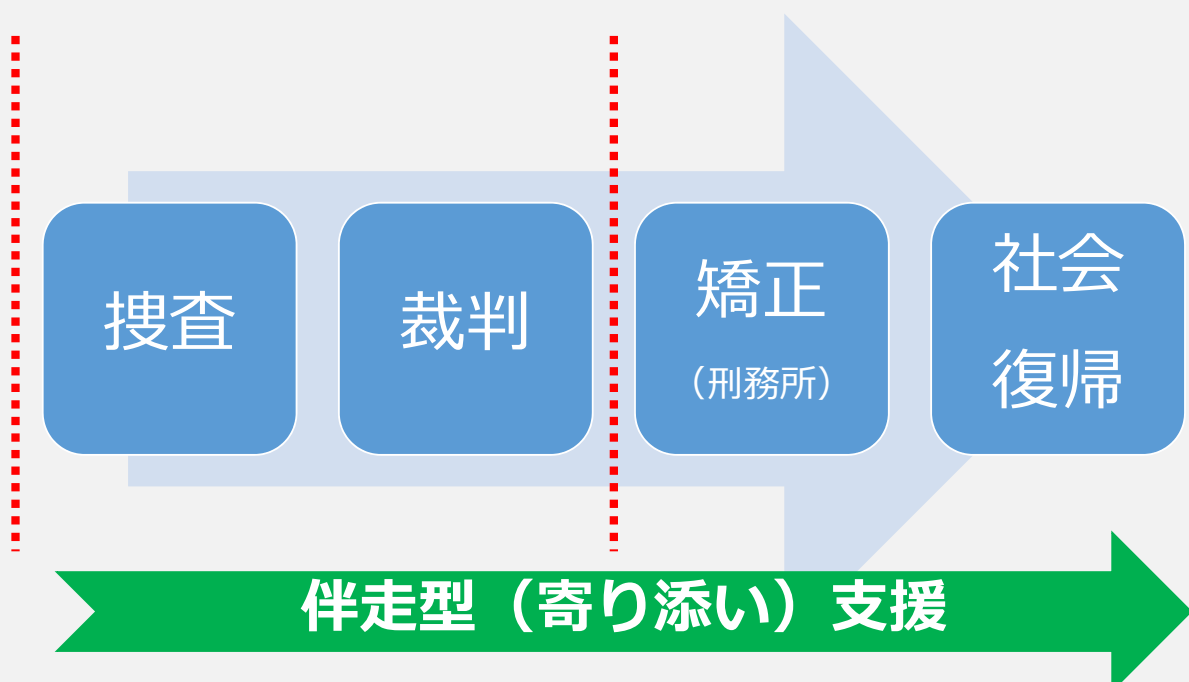
Ex) 寄り添い弁護士制度

2022/4/28

刑事弁護活動と入口支援©宮腰英洋

切れ目のない支援

支援の切れ目



2022/4/28

刑事弁護活動と入口支援©宮腰英洋

刑事弁護活動から見た入口支援・出口支援

刑事弁護活動とソーシャルワーク

チーム仙台の取り組み

2022/4/28

刑事弁護活動と入口支援©宮腰英洋

チーム仙台の取り組み

- 弁護士・社会福祉士の有志による任意団体
(2014年1月結成)
- 障害（疑い含む）のある被疑者・被告人に対し
支援活動を行うことを目的
- 担当弁護人への助言、福祉士の紹介、接見同行、
カンファレンス（スーパーバイザー）等の実施
- 3か月に1回の勉強会（事例検討等）

2022/4/28

刑事弁護活動と入口支援©宮腰英洋

- 活動をより広く知っていただく（関係諸機関・地域を含む）
- より多くの「仲間」を増やし「チーム」として支援にあたっていく
- メンバーのやりがい・幸せの実現

2022/4/28

刑事弁護活動と入口支援©宮腰英洋

参考文献ーより深く知りたい方へ 20

刑事司法ソーシャルワークの実務 （詳細・網羅的。弁護士目線）

千葉県社会福祉士会＝千葉県弁護士会編
日本加除出版、2018年

刑事司法と福祉 （社会福祉士養成課程。福祉士目線）

日本ソーシャルワーク教育学校連盟編
中央法規、2021年

令和3年版犯罪白書（犯罪・矯正等の実情）

2022/4/28

刑事弁護活動と入口支援©宮腰英洋

福祉等関係専門職の生涯キャリア形成を目指す

TFU 実学臨床研究 セミナー

認知症の人と家族の一体的支援 ～上から目線にならない支援プログラムの開発～

2022 年

5月20日（金）18時30分～20時

方 法 Zoom によるオンライン開催

Zoom 情報は後日送付します

講 師 矢吹 知之 氏 （東北福祉大学総合福祉部社会福祉学科 准教授）

コーディネータ 調整中

プログラム 情報提供 60 分，意見交換 20 分

参加方法 無料 Web(Peatix)申込み <https://tfu-jitsugaku-seminar02.peatix.com/>



◆ 第9回セミナー趣旨

これまで在宅で介護をする家族と認知症の本人の支援は、それぞれ異なる場面で行われてきました。その背景には、それぞれが抱えることとなる課題が多いということに注目してきたからかもしれません。一体的支援とは、そのような課題に注目するのではなく解決した先に注目するものです。どちらにも偏らない支援の在り方、そして上から目線の支援にならないための方法として「認知症の人と家族の一体的支援プログラム」を 2019 年から研究開発をし令和 4 年度より地域支援事業交付金（認知症総合支援事業）正式に事業化されました。このプログラムは、ヨーロッパで広く普及している、プログラムを参考にモデル事業を重ねて実装されたものです。今回は、その背景、理念そして実際のプログラムについて紹介します。

◆ 講師プロフィール

矢吹 知之（やぶき・ともゆき）

東北福祉大学総合福祉学部准教授。認知症介護研究・研修仙台センター研修部長。博士（教育情報学）、修士（社会福祉学）

【最近の著書】

『わたしが私であるために』（共著）ワールドプランニング 2022。『認知症の人とあたりまえに生きていく』（編著）中央法規出版 2021。『認知症の人と家族支援ガイドブック』（編著）ワールドプランニング 2021。『地域を変える認知症カフェ企画・運営マニュアル』中央法規 2018。『認知症カフェ読本～知りたいことがわかる Q&A と実践事例～』中央法規出版 2016。2015 年からオランダアルツハイマーカフェ創始者ベレミーセン氏からの助言のもと、本学ステーションキャンパスにて認知症カフェ「土曜の音楽カフェ」を開催、同所にて開催される認知症の人のピアサポート「おれんじドア」の実行委員。

病院から地域にむけた多職種連携

日時 2022年6月23日(金) 18時30分～20時00分

場所 Zoom オンライン

講師 中村 令子 氏 (東北福祉大学健康科学部 教授)

◆ 2022年度のスケジュール【予定】

※テーマ・日程は変更される場合もございます

回	月	テーマ / 講師
8	終了	触法障害者の『入口支援』を巡る課題を考える
9	5/20	認知症の人と家族の一体的支援 矢吹 知之 氏(東北福祉大学総合福祉学部 准教授)
10	6/23	病院から地域にむけた多職種連携 中村 令子氏 (東北福祉大学健康科学部 教授)
11	7/28	生活困窮者支援を考える 阿部 裕二 氏 (東北福祉大学総合福祉学部 教授)
12	8/20	孤立孤独対策を考える ★福祉系職能団体との企画 宮城県社会福祉士会より 宮城県精神保健福祉士協会より 宮城県医療ソーシャルワーカー協会より

◆【月例】TFU 実学臨床研究セミナー開設の趣旨

こんにち家族や地域社会が変化し多様化する中で、人々の幸せやより豊かな生活を願い、複雑化する支援ニーズに向き合う対人援助の専門職の皆さんは、絶えず新しい知識を身に付け、成長し、新しく生じる問題に対応する力量を身に付けることが求められています。

「行学一如」を建学の精神とする東北福祉大学(TFU)は、実践の質を継続して高め、問題解決力を身につけるための学びの機会を提供する取組み、月例「実学臨床研究セミナー」を開催することになりました。

福祉現場など実践の場のイマを見つめ、これから求められる対人専門職人材の育成や成長、キャリア形成を考える機会になれば幸いです。

◆ 企画・運営 TFU 実学臨床研究セミナー実行委員会

【お問い合わせ】

東北福祉大学

TFU 実学臨床研究セミナー実行委員会事務局 (実学臨床教育推進室内)

TEL 022-717-3359 FAX 022-301-1293

E-mail kenkyu-seminar@tfu.ac.jp ※平日 8:30～17:30 までお願いします(土日・祝日不在)

【資料②】

2022年度 TFU実学臨床研究セミナー 実行委員名簿

No	名前	所属等
学外委員		
1	中里 仁 氏	社会福祉法人東北福祉会・せんだんの杜
2	設楽 順一 氏	社会福祉法人東北福祉会・せんだんの杜ものう
3	野田 毅 氏	社会福祉法人東北福祉会・本部事務局／せんだんの里
4	水澤 里志 氏	社会福祉法人東北福祉会・せんだんの里
5	青木 ルミ子 氏	社会福祉法人東北福祉会・せんだんの館
6	土井 勝幸 氏	医療法人社団東北福祉会・せんだんの丘
7	加藤 誠 氏	医療法人社団東北福祉会・せんだんの丘
8	大橋 雅啓 氏	全国・宮城県・福島県精神保健福祉士協会 / 東日本国際大学
9	菊地 知憲 氏	宮城県医療ソーシャルワーカー協会 / 総合南東北病院
10	小林 紀代 氏	宮城県社会福祉士会 / 多賀城市保健福祉部子育て支援課
11	菅原 幸枝 氏	宮城県精神保健福祉士協会 / 鹿島記念病院
12	阿部 一彦 氏	仙台市障害者福祉協会
学内委員		
13	阿部 利江	総合福祉学部
14	石附 敬	総合福祉学部
15	大島 巖	総合福祉学部
16	佐藤 俊人	総合福祉学部
17	清水 冬樹	総合福祉学部
18	高橋 誠一	総合マネジメント学部
19	竹之内 章代	総合福祉学部
20	田中 尚	総合福祉学部
21	中村 令子	健康福祉学部
22	芳賀 恭司	総合福祉学部
23	三浦 剛	総合福祉学部
24	吉田 孝	教務部 教務課
25	菅野 陽子	教務部 教務課
事務局		教務部 実学臨床教育推進室 [総務部 PR課／ICT支援室 広報・情報システム関連協力]

※2022/04/28現在

第8回 TFU 実学臨床研究セミナー 資料集

触法障害者の『入口支援』を巡る課題を考える

発行日 2022 年 4 月 28 日

主 催 TFU 実学臨床研究セミナー実行委員会

編集・発行 TFU 実学臨床研究セミナー実行委員会事務局

TEL : 022-717-3359 FAX : 022-301-1293 E-mail kenkyu-seminar@tfu.ac.jp
